

令和元年度

生徒指導上の諸課題の状況について

令和2年10月

義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・総務学事課

1 令和元年度における諸課題の状況の概要（国公立）

暴力行為の発生件数	438件（前年度 605件）	* -167	（27.6%減）
いじめの認知件数	3,190件（前年度 2,949件）	* +241	（8.2%増）
不登校児童生徒数	1,477人（前年度 1,527人）	* -50	（3.3%減）
中途退学者数	272人（前年度 277人）	* -5	（1.8%減）

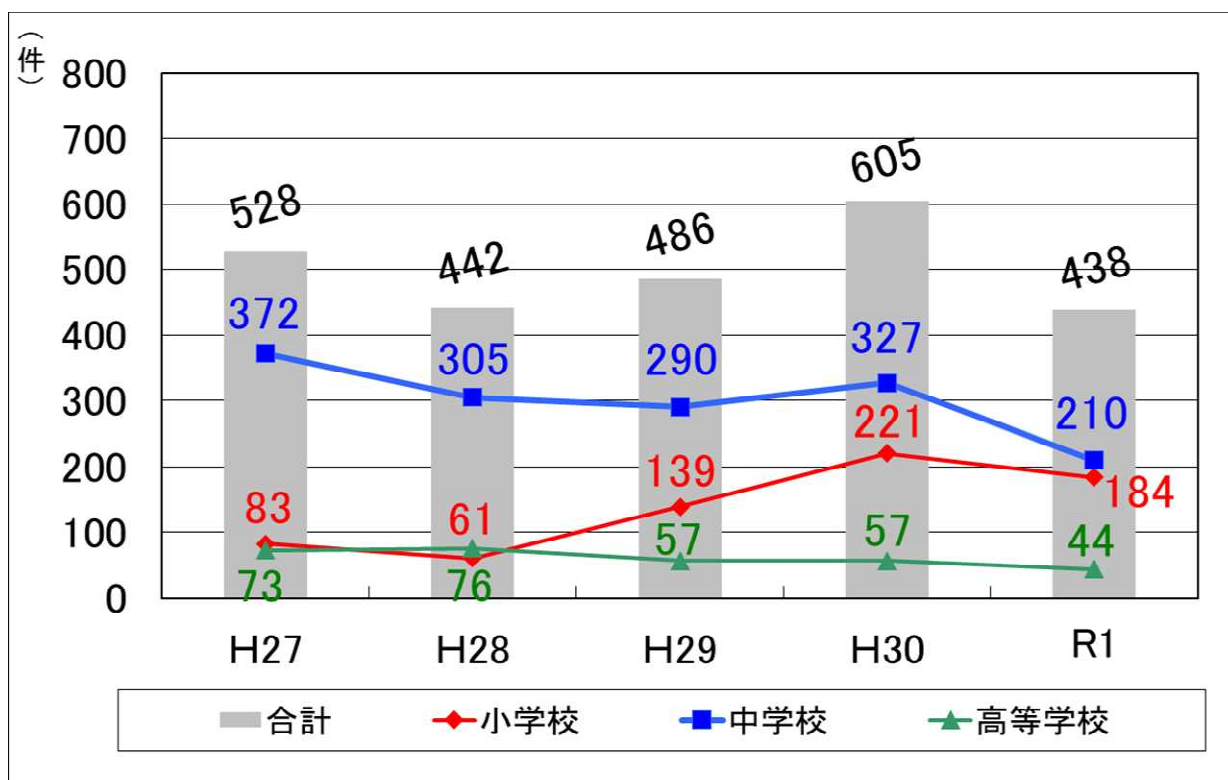
2 暴力行為

＜表1＞ 暴力行為発生件数の前年度比較

年度	小学校		中学校		高等学校		計	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
発生件数	221件	184件 (▲37)	327件	210件 (▲117)	57件	44件 (▲13)	605件	438件 (▲167)

※（ ）内の数は、平成30年度と比較した増減数を表す。なお、▲は減少を表す。

＜グラフ1＞ 暴力行為発生件数の推移



※ 平成26年度以前は、都道府県別に校種別の発生件数を公表されていない。

※ 暴力行為については、平成27年度に、対象となる行為等の程度が広がり、「激高して教師の足を蹴った」などの文部科学省が示す例と「同等」のものも含むといった変更があった。

国公立小、中、高等学校における暴力行為の発生件数は438件で、前年度の605件より167件（27.6%）減少している。各校種別にみると、前年度と比べ、小学校では37件減少、中学校では117件減少、高等学校では13件減少している。1,000人当たりの発生件数は、小学校が3.6件（全国6.8件）、中学校が8.1件（全国8.8件）、高等学校が1.7件（全国2.0件）、合計が4.2件（全国6.1件）となっている。

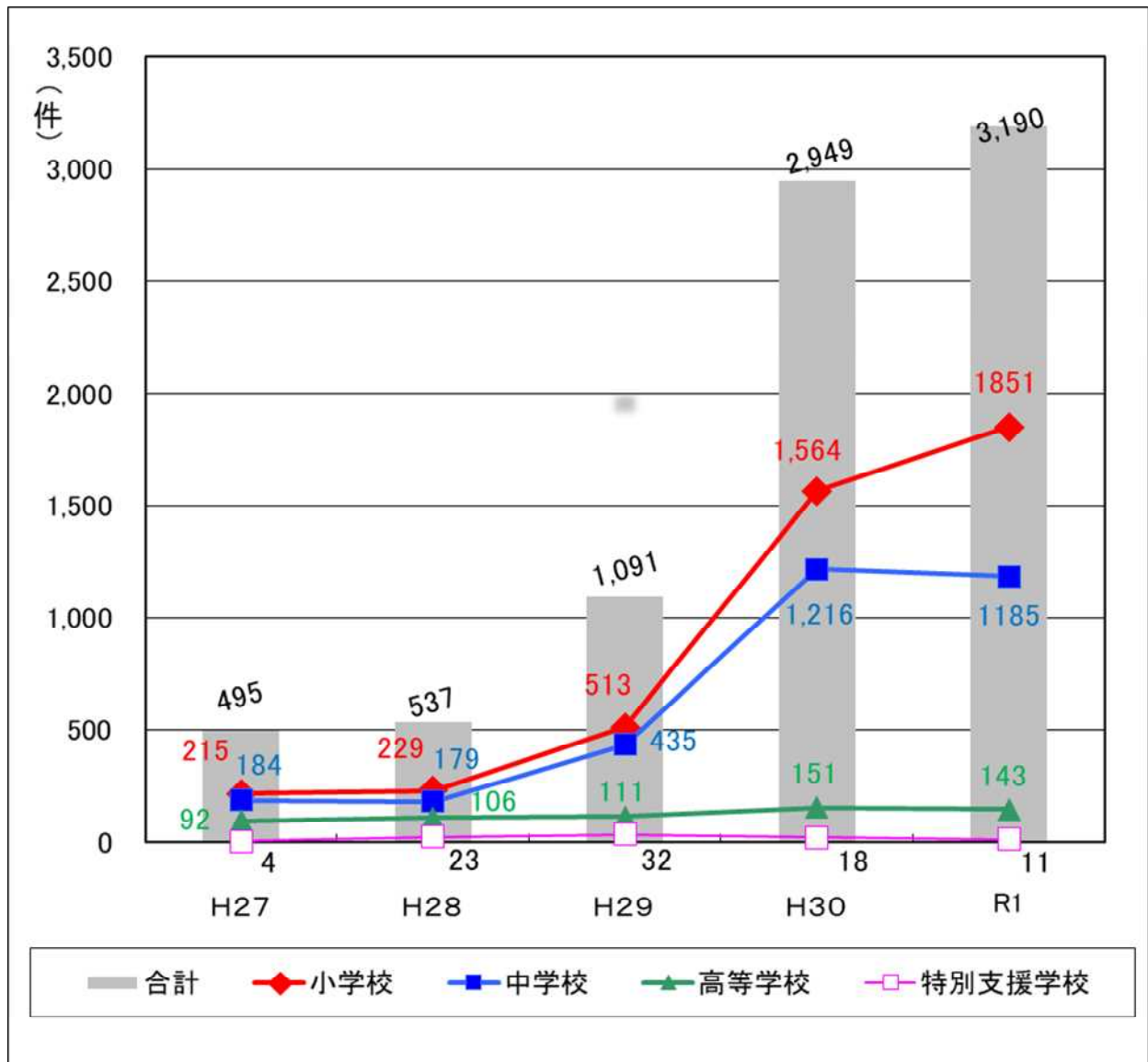
3 いじめ

＜表2＞ いじめ認知件数の前年度比較

年度	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
認知件数	1,564件	1,851件 (287)	1,216件	1,185件 (▲31)	151件	143件 (▲8)	18件	11件 (▲7)	2,949件	3,190件 (241)

※ () 内の数は、平成30年度と比較した増減数を表す。なお、▲は減少を表す。

＜グラフ3＞ いじめ認知件数の推移



国公立小、中、高等学校、特別支援学校におけるいじめの認知件数は3,190件で、前年度より241件(8.2%)増加している。各校種別にみると、前年度と比べ、小学校で287件増加、中学校で31件減少、高等学校で8件減少、特別支援学校で7件減少となっている。1,000人当たりの認知件数は、30.6件(全国46.5件)となっている。

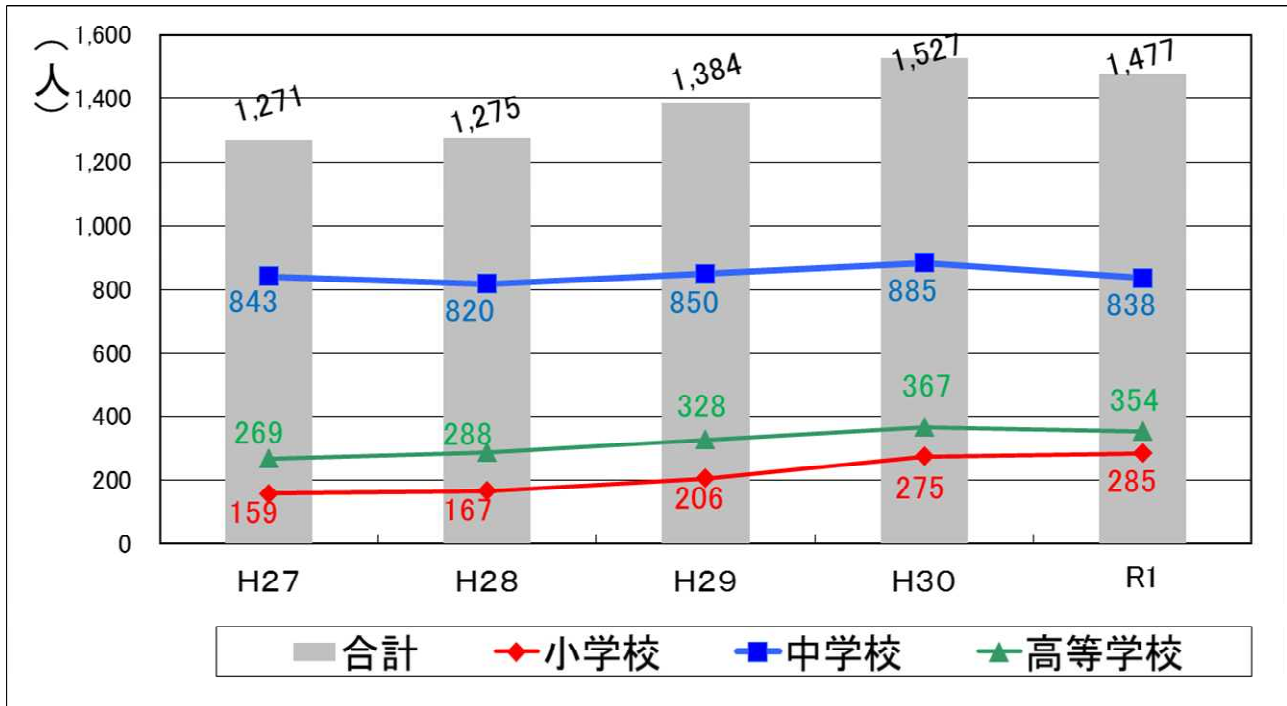
4 不登校

＜表 4＞ 不登校児童生徒数の前年度比較

年度	小学校		中学校		高等学校		計	
	平成 30 年度	令和元年度	平成 30 年度	令和元年度	平成 30 年度	令和元年度	平成 30 年度	令和元年度
不登校児童生徒数	275 人	285 人 (10)	885 人	838 人 (▲47)	367 人	354 人 (▲13)	1,527 人	1,477 人 (▲50)

※ ()内の数は、平成 30 年度と比較した増減数を表す。なお、▲は減少を表す。

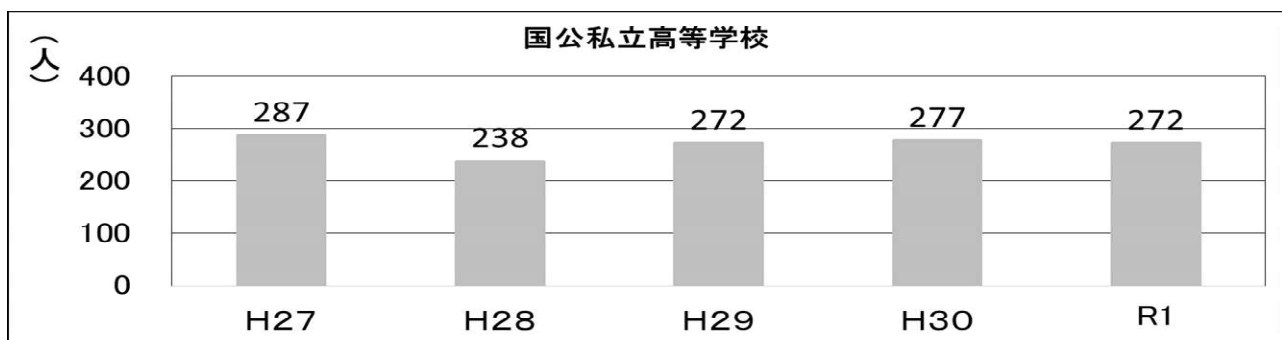
＜グラフ 4 不登校児童生徒数の推移＞



国公立小、中、高等学校において、年間 30 日以上欠席した不登校児童生徒数は、1,477 人で、前年度より 50 人 (3.3%) 減少しており、各校種別にみると、小学校では 10 人増加、中学校で 47 人減少、高等学校で 13 人減少している。1,000 人当たりの不登校児童生徒数は、小学校が 5.6 人 (全国 8.3 人)、中学校が 32.2 人 (全国 39.4 人)、高等学校が 13.8 人 (全国 15.8 人) となっている。

5 高等学校中途退学

＜グラフ 5＞ 中途退学者数の推移



国公立高等学校における中途退学者数は、272 人で、平成 30 年度の 277 人より 5 人減少した。中途退学率 (中途退学者の在籍者数に占める割合) は、1.0% (全国 1.3%) である。

2020年度 生徒指導上の諸課題の未然防止等に向けた事業体系

実態把握 児童生徒理解の深化



連絡協議会

- ① **児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査**
児童生徒の問題行動・不登校等について、実態をより正確に把握し、これらの課題に対する指導の一層の充実を図るため、毎年度、暴力行為、いじめ、不登校等の状況等について調査を行う。特に、いじめについては、より積極的な認知を進める。
- ② **小・中学生指導担当教員連絡協議会／中・高生徒指導連絡協議会**
学校間の連携・接続に関する現状と課題について共通理解を図るとともに、問題行動防止プログラム等に基づいた効果的な連携の在り方を協議する。

人間関係づくり 自己指導能力の育成



いじめゼロ子どもサミット2018

- ③ **いじめ・不登校・暴力行為等の未然防止事業（心の交流事業）**
いじめ・不登校・暴力行為等の未然防止のために、学級や学年、学校等の枠を越えた児童生徒の自治的・自発的な交流活動により自己有用感を高める調査研究と成果普及を総合的に行う。
- ④ **児童生徒の自治的活動支援事業**
児童生徒の自発的な取組を支援し、いじめの傍観者を生まない集団づくりに努める。「いじめ問題についてのワークショップ」を開催するとともに、「いじめゼロ強調月間」に取り組む。
- ⑤ **13歳の自律教室**
まもなく刑事責任年齢を迎える中学1年生を対象に、専門家による法教育を行い、生徒が社会のきまりを守り、社会的に自立できるように育成する。
- ⑥ **非行防止教室**
非行の低年齢化対策として、県警本部と連携した非行防止教室を実施する。小4・小6・中2を対象に、万引き防止やネットの安全利用を中心とした授業を実施する。

生徒指導体制の支援



スクールソーシャルワーカー

- ⑦ **スクールサポートチーム（SST）派遣事業**
学校だけでは対応が難しい状況にある学校に、元警察官、元検察官等からなるスクールサポートチームを派遣する。
- ⑧ **スクールカウンセラー（SC）配置事業**
すべての小中学校にスクールカウンセラーを派遣し、教育相談体制の支援を行う。経験の浅いスクールカウンセラーのために、臨床心理士が助言するスーパーバイズ事業を開始。
- ⑨ **スクールソーシャルワーカー（市町SSW）配置促進事業**
市町がスクールソーシャルワーカー（市町SSW）を学校に派遣する経費の一部を補助する。
- ⑩ **学校支援アドバイザー活用事業／スクールソーシャルワーカー派遣事業**
大学教員からなるスクールソーシャルワーカー（県SSW）や、県教育センター配置の学校支援アドバイザーが、教員への指導助言や市町SSWのスーパービジョンを行う。
- ⑪ **いじめ相談電話24時間体制事業**
県教育センターにおいて、いじめ問題に関する電話相談を24時間体制で実施する。

関係機関等との連携



さぬきっ子あいさつ運動

- ⑫ **香川県いじめ防止対策総合推進事業**
法律に基づき、「香川県いじめ問題対策連絡協議会」を開催するとともに、「香川県いじめ防止基本方針」に従った対策を推進する。
- ⑬ **学校・警察相互連絡制度**
学校と警察が相互に連携し、児童生徒の非行防止や立ち直り支援、犯罪被害の防止に努め、児童生徒の健全育成を図る。
- ⑭ **学生ボランティア派遣事業**
県内の大学と連携し、教職をめざす学生を学校に派遣し、学生と児童生徒が共に活動しながら相互に学ぶ機会を提供する。
- ⑮ **インターネット有害情報対策事業**
スマホ等の利用状況調査の結果を基にインターネットの正しい利用に関する啓発を行う。
- ⑯ **かがわマナーアップリーダーズ／さぬきっ子あいさつ運動**
あいさつ運動やボランティア活動によって、子ども同士はもとより、子どもと地域の大人との豊かな人間関係づくりを図り、問題行動の未然防止を図る。 ※他課との連携事業

